



# 那須烏山市立七合小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】 『豊かな心と知性に富み、たくましく生きる児童の育成』  
○思いやりのある子ども【心ホカホカ】 ○深く考える子ども【瞳キラキラ】 ○体をきたえる子ども【体グングン】

【目指す児童像】 『あかるく かしく たくましい 児童』  
○思いやりのある子ども  
・ お互いを認めあい支えあえる児童  
・ 感動し共感することができる児童  
○深く考える子ども  
・ 意欲をもって学べる児童  
・ 調べてそれを表現することができる児童  
○体をきたえる子ども  
・ 運動や遊びに進んで取り組める児童  
・ 命を大切にできる児童

【目標】 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた取り組みを組織的・計画的に進め、いじめのない学校づくりを行う。

【いじめに対する基本姿勢】  
全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

【組織的な対応】  
様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

### 【PTA・地域との連携】

- PTA実行委員
- 学校評議委員
- 主任児童委員
- 民生委員

- いじめ防止連絡協議会（定期開催）  
【目的】 いじめ未然防止・早期発見に係る委員会  
【取組】 「学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。  
【構成員】 校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員、保護者代表、児童代表 等
- いじめ対策委員会（随時開催）  
【目的】 いじめ認知時の対応に係る委員会  
【取組】 いじめが疑われる事態を把握した際に組織的な対応を行う中核となる組織として、いじめの調査、認知、指導方針の決定、対応等を行うものとする。  
【構成員】 校長、教頭、学年主任、当該学級担任、児童指導主任、養護教諭、その他関係の深い教職員、必要に応じて市教育委員会派遣の外部専門家 等

### 【関係機関との連携】

- 那須烏山市教育委員会
- 那須烏山市こども課
- 那須烏山警察署
- 県北児童相談所
- 塩谷南那須教育事務所

### 【いじめの未然防止】

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

### 【いじめの早期発見】

- いじめは、大人が気付かなく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

### 【いじめの早期解決】

- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。